

須賀川市人事行政の運営等の状況について

人事行政を運営する上で、公平性と透明性を保つため、「須賀川市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、本市職員の定数、給与、勤務条件等に関する概要をお知らせします。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用・退職者の状況

ア 採用試験の結果（令和5年度）

区分		採用予定人数	1次試験日	受験応募者	1次試験受験者(A)	1次試験合格者	最終合格者(B)	競争率(A)/(B)
大学卒程度	一般行政	6人程度	6月18日(日)	40	33	15	8	4.1倍
	電気	1人程度		1	1	0	0	—
高校卒程度	一般事務	3人程度	9月24日(日)	20	19	7	3	6.3倍
社会人経験	一般行政	若干名	12月10日(日)	39	37	15	10	3.7倍
	土木	若干名	9月24日(日)	1	1	1	1	1.0倍
	建築	若干名	9月24日(日)	2	2	2	1	2.0倍
	電気	若干名	9月24日(日)	2	2	1	1	2.0倍

(注) 令和5年度に実施した採用試験の結果とその試験により採用した職員数です。

イ 事由別退職者数

区分	定年	勸奨	自己都合	死亡	懲戒	合計
一般行政職	2	4	4	0	0	10
技能労務職	0	0	0	0	0	0
合計	2	4	4	0	0	10

(注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までに退職した職員数です。(派遣職員、指導主事を除く)

(2) 職員数の推移

ア 部門別職員数の状況

(令和6年4月1日現在)

部門	区分	職員数		職員増減数			主な増減理由
		R6	R5	増員数	減員数	増減	
一般行政部門	議会	7	7				
	総務	155	155				
	税務	37	38		1	▲ 1	収納管理業務の平準化
	民生	119	117	2		2	高齢者支援業務の体制強化
	衛生	38	40		2	▲ 2	保健師退職不補充、環境課業務平準化
	労働	1	1				
	農林水産	30	29	1		1	須賀川市農業公社派遣
	商工	24	23	1		1	
	土木	48	47	1		1	建築技師体制強化
	小計	459	457	5	3	2	
特別行政部門	教育	80	78	2		2	
	小計	80	78	2	0	2	
普通会計計		539	535	7	3	4	
公営企業等会計部門	水道	19	20		1	▲ 1	水道と下水道の人数調整
	下水道	19	18	1		1	水道と下水道の人数調整
	その他	24	23	1		1	介護保険体制強化
	公営企業等会計部門計	62	61	2	1	1	
総合計		601 [680]	596 [680]	9	4	5	

(注)1 定員管理調査における職員数を記載しています。

2 []内は、条例上の定数の合計です。

3 定員管理上、その他（国民健康保険事業、介護保険事業）は公営企業等会計部門に含まれます。

4 普通会計とは各地方公共団体の多様な会計範囲を比較・掌握するため、総務省が定めた統一基準により各地方自治体が用いる統計上の会計区分のことで。

イ 職員数の推移

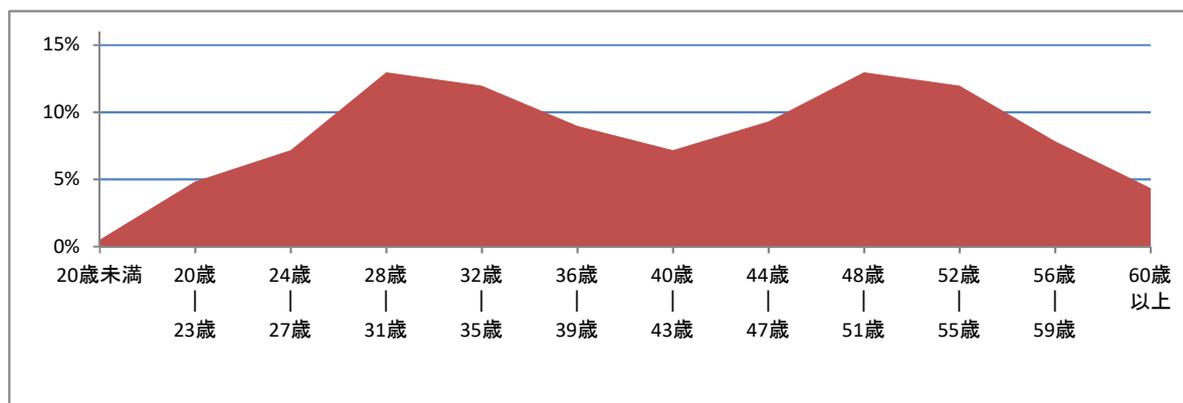
部門区分	H31	R2	R3	R4	R5	R6
一般行政	420	426	424	421	457	459
教育	108	112	112	110	78	80
普通会計部門計	528	538	536	531	535	539
公営企業等会計部門計	62	62	62	62	61	62
総合計	590	600	598	593	596	601

(注) 定員管理調査における職員数を記載しています。

ウ 年齢別職員構成の状況

(令和6年4月1日現在)

区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	29	43	78	72	54	43	56	78	72	47	26	601



2 職員の人事評価の状況

平成26年度から人事評価制度を導入しており、人事評価制度に対する理解と円滑な運用を図るため、全職員を対象とした研修会を実施しています。

令和5年度実施状況

	対象者	実施済	未実施	未実施の事由
人数 (人)	589	566	23	育児休暇、病気休暇等
割合	100.0%	96.1%	3.9%	

3 職員の給与の状況

(1) 総括

ア 人件費の状況

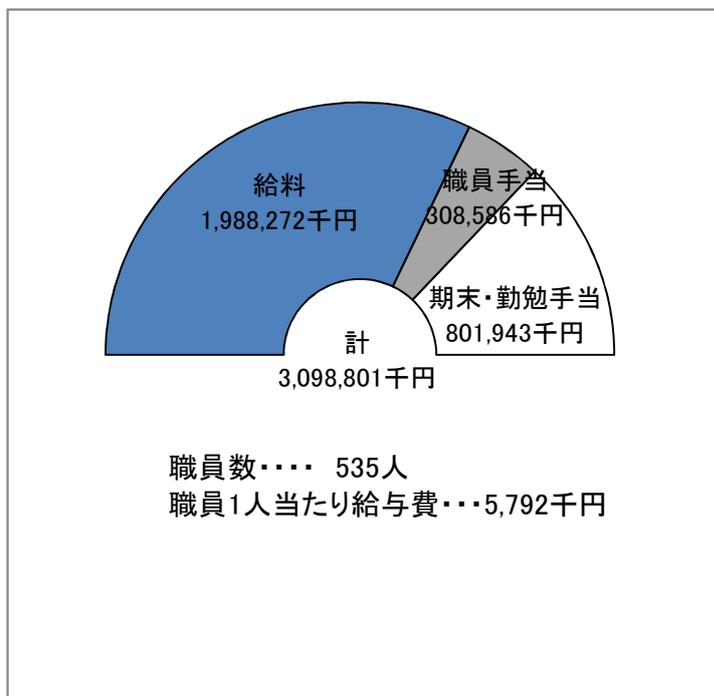
(ア) 須賀川市（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日現在)	歳出額 A	人件費 B	人件費率 B/A
5年度	73,828人	36,054,203千円	5,644,834千円	15.7%

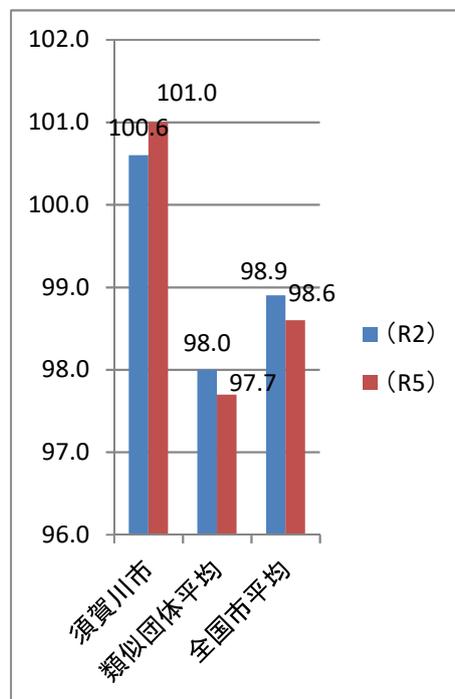
(イ) 上下水道事業（公営企業会計決算）

区分	事業	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A
5年度	上水道	1,702,477千円	87,539千円	133,806千円	7.9%
	下水道	1,956,643千円	270,080千円	144,108千円	7.4%

イ 令和5年度職員給与費決算（普通会計）



ウ ラスパイレス指数の状況 (各年4月1日現在)



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員一般行政職の給与水準を100とした場合の、地方公務員一般行政職の給与水準を示す指数です。

(2) 職員の平均給料月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額
須賀川市	41.9 歳	319,800 円	59.4 歳	261,600 円

(注)「平均給料月額」とは、諸手当を含まない本給の平均です。

イ 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		須賀川市	国
一般行政職	大学卒	207,100円	196,200円
	高校卒	174,400円	166,600円

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

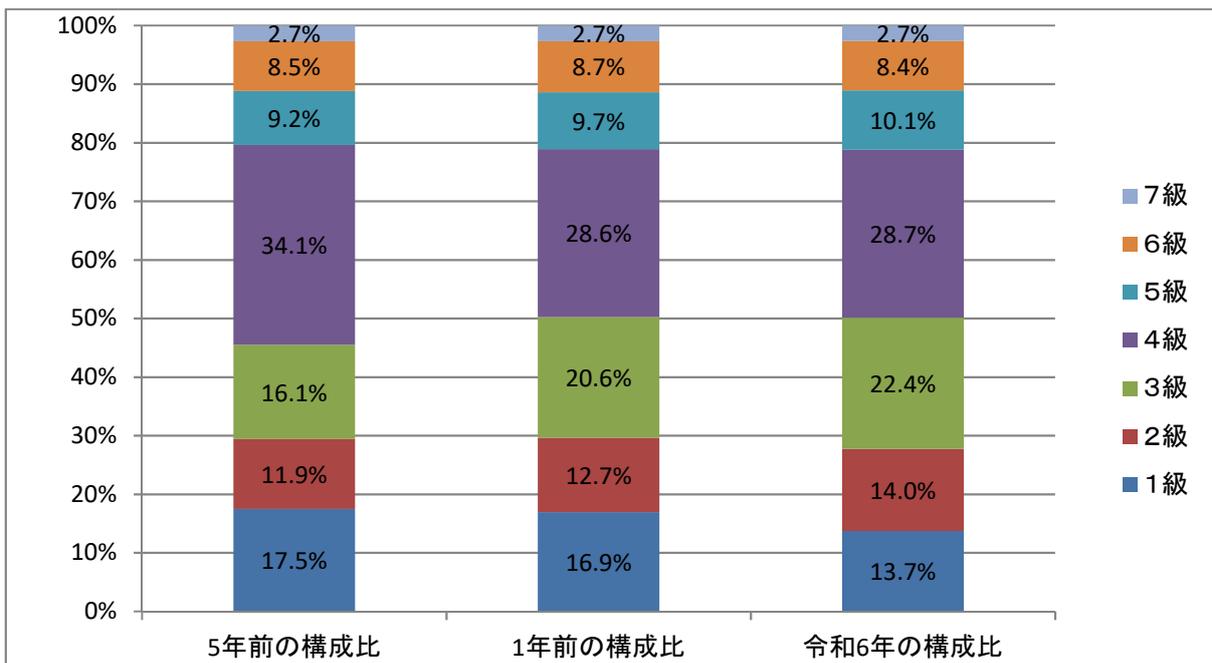
区 分		経験年数 10年	経験年数 15年	経験年数 20年
一般行政職	大学卒	292,392円	329,600円	370,433円
	高校卒	228,800円	—	328,567円

(3) 一般行政職の級別職員数等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	標準的な職名	職員数	構成比
1級	主事・技師	57 人	13.7%
2級	主事・技師	58 人	14.0%
3級	主任	93 人	22.4%
4級	主任主査・係長・主査	119 人	28.7%
5級	主幹・課長補佐	42 人	10.1%
6級	参事・課長	35 人	8.4%
7級	部長	11 人	2.7%

(注)1 須賀川市職員の給与に関する条例に定める給料表の職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(4) 職員手当の状況

ア 期末・勤勉手当、退職手当（令和6年4月1日現在）

区分	須賀川市			
	支給率	期末	勤勉	計
期末・勤勉手当	6月期	1.225月分	1.000月分	2.225月分
	12月期	1.225月分	1.000月分	2.225月分
	計	2.45月分	2.00月分	4.45月分
	職制上の段階職務の等級による加算措置	有		
		国		
	支給率	期末	勤勉	計
	6月期	1.225月分	1.025月分	2.250月分
	12月期	1.225月分	1.025月分	2.250月分
	計	2.45月分	2.05月分	4.50月分
	職制上の段階職務の等級による加算措置	有		
退職手当	支給率	自己都合		勸奨・定年
	勤続20年	19.6695月分		24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分		33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分		47.709月分
	最高限度	47.709月分		47.709月分

イ 特殊勤務手当

区分	須賀川市	水道事業 ※該当なし
支給実績（5年度決算）	0円	
支給職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（5年度）		
手当の種類（手当数）	3種類	

(注)1 手当の種類、名称は令和6年4月1日現在のものです。

2 須賀川市の決算額は、上下水道事業会計を除く全ての会計の合計額です。

参考（須賀川市）

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する 支給単価
感染症防疫作業従事職員 の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	感染症防疫作業に従事したとき	日額 200円
行旅死亡人等の処理に従事した職員 の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	行旅病人を収容したとき	1回 800円
		行旅死亡人の処理に従事したとき	1回 3,000円
へい獣等の処理に従事した職員 の特殊勤務手当	右記の業務に従事した職員	犬、猫等の死骸の処理に従事したとき	1回 200円

ウ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	148,155千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	303千円
支給実績（令和4年度決算）	163,258千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	334千円

(注)決算額は、水道事業会計を除く全ての会計の合計額です。

エ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容	支給単価	国の制度との同異
扶養手当	配偶者 満22歳の年度までの子及び孫 60歳以上の父母及び祖父母 満22歳の年度までの弟妹 重度心身障がい者	子 10,000円 子以外の扶養親族 6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度までの子 (1人につき・加算額) 5,000円	同じ
住居手当	住宅（貸間を含む）を借り受け、月額9,500円を超える家賃（使用料を含む）を支払っている場合	月額20,500円以下の家賃 家賃月額-9,500円 月額20,500円を超える家賃【限度額28,000円】 (家賃月額-20,500円) × 1/2 + 11,000円	異なる
通勤手当	交通機関利用者（片道2km以上） 交通用具利用者（片道2km以上）	運賃相当額（64,000円を超えた部分は1/2を加算） 通勤距離2km以上～95km未満 3,000円～67,000円 95km以上の場合 70,600円	異なる
単身赴任手当	異動又は在勤する官署の移転に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限（60km）を満たす職員に支給	基本額30,000円 距離に応じた加算額8,000円～70,000円	同じ
管理職手当	管理・監督の地位にある職員（主幹以上）に支給	部長 90,000円 次長 72,000円 参事 63,000円 課長 49,000円 主幹 39,000円	異なる
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合	1回5,500円 (勤務時間が5時間未満の場合は1回2,750円)	異なる

(5) 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分		給料・報酬の月額	期末手当	
給料	市長	1,000,000円	6月期	1.675月分
	副市長	774,000円	12月期	1.675月分
			計	3.350月分
報酬	議長	509,000円	6月期	1.675月分
	副議長	451,000円	12月期	1.675月分
	議員	423,000円	計	3.350月分
退職手当	市長	給料月額 × 在職月数 × 48/100		
	副市長	給料月額 × 在職月数 × 30/100		

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 年次有給休暇について

1年において20日の範囲内で付与され、20日を限度に翌年に繰り越すことができます。また、当該年の中途において、新たに職員となる者にとっては、次の区分により付与されます。

採用の月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
年次有給休暇の日数	20日	18日	17日	15日	13日	12日	10日	8日	7日	5日	3日	2日

◆ 一般職員の年次有給休暇取得状況（各年1月1日～12月31日）

	R5	R4	増減
	A	B	A-B
平均取得日数	11.7日	9.8日	1.9日
取得率	30.5%	24.7%	5.8%

（注） 一般職の実績です。（嘱託及び臨時職員を除く）

（2） 特別休暇について

結婚、出産、選挙権の行使、交通機関の事故その他の特別の事由により、職員が勤務しないことが相当である場合、それぞれの事由に応じて与えられる休暇です。

◆ 特別休暇の種類

事 由	休暇の期間
産前・産後休暇	産前8週間（多胎妊娠の場合14週） 産後8週間
つわりのための休暇	14日以内
配偶者の出産の休暇	3日以内
育児サポート休暇（男性職員の育児参加のための休暇）	5日以内
育児時間のための休暇（生後1年6月未満）	1日2回各45分以内
出生サポート休暇（不妊治療休暇）	5日以内（体外受精等の場合 10日以内）
子の看護休暇（18歳に達する日以後の最初の3月31日まで）	7日以内（対象となる子2人以上 10日以内）
生理休暇	1回につき2日以内
忌引休暇	親族の区分により1日から10日の範囲内
夏季休暇	毎年6月1日から10月30日の期間内において5日以内
社会貢献を行うための休暇	5日以内
結婚休暇	7日以内
父母、配偶者及び子の祭日	1回につき1日以内
骨髄移植若しくは抹消血幹細胞移植に係る登録又は骨髄若しくは抹消血幹細胞の提供のための休暇	必要と認められる期間
選挙権その他公民としての権利を行使するための休暇	必要と認められる期間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として官公署へ出頭するための休暇	必要と認められる期間
感染症予防法による交通制限又は遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災その他非常災害による交通の遮断を事由とする休暇	必要と認められる期間
風水震災その他天災地変による職員の住居等の滅失を事由とする休暇	1週間の範囲内で、必要と認められる期間
交通機関の事故等の不可抗力を事由とする休暇	必要と認められる期間
災害等により通勤途上における身体の危険回避を事由とする休暇	必要と認められる期間
短期介護休暇	5日以内（要介護者2人以上 10日以内）

（3） 介護休暇について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的として取得する休暇です。

取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、通算6月の期間内（分割3回以下）において必要と認められる期間とされます。

なお、介護休暇により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額されます。

（4） 介護時間について

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護を目的として取得する休暇です。

取得可能な期間は、介護を必要とする事由が継続する状態で、連続する3年の期間内において1日につき2時間以内で必要と認められる期間とされます。

なお、介護時間により勤務しない期間については、条例の定めにより給与が減額されます。

5 職員の休業に関する状況

育児休業等の取得状況

(1) 育児休業承認期間

期 間	R 5	R 4	増減
6月以下	8	3	5
6月超え1年以下	4	12	▲ 8
1年超え1年6月以下	2	2	0
1年6月超え2年以下	0	0	0
2年超え2年6月以下	0	0	0
2年6月超え	0	0	0
計	14	17	▲ 3

(2) 育児休業取得者数

区分		人数	育児休業取得者数	令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数
男性職員	新規取得		8	12
	R4年度から継続取得		0	
女性職員	新規取得		6	6
	R4年度から継続取得		0	

(注) 1 各年度内(4月1日～3月31日)における実績です。

2 育児休業は、職員が3歳に満たない子を養育するため、当該子が3歳に達する日まで取得することができるものです。部分休業は、小学校市就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の始め又は終わりに1日を通じて2時間を超えない範囲(30分単位)で取得することができるものです。

なお、育児休業の場合は休業中、部分休業の場合は勤務しない時間が無給となります。

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況

分限処分とは、公務能率を維持するため、一定の事由がある職員に、その意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。(単位：人)

処分の種類	休 職	降 給	降 任	免 職	合 計
処分事由					
勤務実績が良くない場合			0	0	0
心身の故障の場合	12		0	0	12
職に必要な適格性を欠く場合			0	0	0
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合			0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合	0				0
条例に定める事由による場合	0	0			0
合 計	12	0	0	0	12

(注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの集計です。

(注) 地方公務員制度実態調査における集計です。

(2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、地方公共団体の規律と公務遂行の秩序を維持するための処分のことです。(単位：人)

処分の種類		戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
処分の具体的事由						
一般服務違反関係	a	0	0	0	0	0
公務外非行等関係	b	0	0	0	0	0
収賄等関係	c	0	0	0	0	0
道 路 交 通 法 違 反	職務遂行中	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0
	計 (d+e)	0	0	0	0	0
監督責任	g	0	0	0	0	0
合 計 (a+b+c+f+g)		0	0	0	0	0

(注) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの集計です。

(注) 地方公務員制度実態調査における集計です。

7 職員のサービスの状況

(1) サービスの根本基準

サービスとは、職務を遂行するに当たって職員が守るべき義務ないし規律であり、地方公務員法において第30条から第38条までに規定されています。

憲法第15条第2項では、

「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しており、これを受けて地方公務員法第30条では、地方公務員のサービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、勤務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定められています。

◆ 職務専念義務免除の状況（令和5年度）

内容	免除件数
研修	2
厚生に関する計画実施への参加（人間ドック等）	225
母子保健法による検診休暇	28

(2) サービス規律の確保

市民の期待に応える職員となるためには、市民に奉仕する立場を忘れず、公益の実現に努め、公正に職務を遂行することが重要です。

本市では、職員一人ひとりが常にサービス上の規律を遵守し、公務の信用を高めるため、自己を律するとともに、機会をとらえてサービス規律の確保に関する通知を全職員に対して行っています。

◆ 令和5年度におけるサービス通達 . . . 1回

令和5年6月14日 【内容】安全運転の励行について（通知）

8 職員の退職管理の状況

(1) 退職管理の概要

地方公務員法第38条の2の規定により、営利企業等に再就職した元職員は、離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対し、在職時の職務に関して一定の影響力を有することを背景に、離職後2年間、職務上の行為（契約、許認可等）をするように又はしないように依頼・要求してはならないとされています。

職員は、再就職者による依頼等があった場合、法第38条の2第7項の規定に基づき遅滞なく公平委員会にその旨を届け出なければなりません。

また、依頼等の内容がガスや電気の供給に関する契約など職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合は、同条第6項第6号の規定に基づき、再就職者は事前に任命権者の承認を受けなければなりません。

(2) 届出・申請件数

- ア 再就職者から依頼等を受けた場合の届出 該当なし
イ 再就職者による依頼等の承認申請 該当なし

9 職員の研修の状況

(1) 階層研修

採用後、一定の期間が経過した時点又は昇任時に、自治体職員として必要な知識や技能を修得するため、職員に受講を義務付けている研修です。

(2) 専門研修

業務を行う上で必要とされる知識や技能を修得したり、自治体職員としてさらなる資質向上を図るために、個別に受講する研修です。

(3) 派遣研修

自治体職員として高度な知識や技能を修得することを目的とし、各種外部研修機関や先進都市へ職員を派遣する研修です。

◆ 令和5年度における職員研修の実績

研修区分		受講者数
階層別研修	庁内研修	92
	ふくしま自治研修センター	113
	計	205
専門研修	庁内研修	328
派遣研修	ふくしま自治研修センター	19
	研修機関等	11
	行政視察研修	3
	計	33
合 計		566

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生制度

ア 安全衛生管理体制

須賀川市職員安全衛生委員会を設置し、職員の安全衛生計画の実践に努めています。

(ア) 衛生管理面として

- a 各種健康診断（人間ドック含む）の実施及び事後指導
- b 長時間勤務職員への医師による面接指導
- c メンタルヘルス自己診断の実施
- d メンタルヘルス研修会及びカウンセリングの実施
- e 健康相談
- f 救急薬品の点検補充
- g 安全衛生だよりの発行

(イ) 安全管理面として

- a 公務災害防止の注意喚起及び対応方法の周知活動
- b 職場の安全衛生管理状況の実地調査・指導のための職場巡回等の実施

イ 須賀川市等職員共助会事業

(ア) 衛生用品の配布や医療費助成など職員の健康増進及び公務能率向上に資するための、福利厚生全般を実施しています。

(イ) 共助会事業は、職員から会費を徴収して運営しています。

(2) 公務（通勤）災害補償

地方公務員が公務上の災害や通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、地方公務員やその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とする制度です。

令和5年度 公務（通勤）災害認定件数

公務災害	2件
通勤災害	2件

11 公平委員会の業務の状況

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和5年度）

- ア 係属事案・・・なし
- イ 完結事案・・・なし

(2) 不利益処分に関する不服申立ての状況（令和5年度）

- ア 係属事案・・・なし
- イ 完結事案・・・なし